

専任社員の生活を守るための 追加申し入れを行っています！

会社は「新しい人事・賃金制度等」の見直しにおいて、「通勤手当の改正」として「東海道新幹線の
新幹線定期券による通勤を認めることとし、新幹線利用特認制度（いわゆる新幹線モニター制度）は
廃止する」と提案しています。これによる通勤手当の増額に伴い、専任社員の高齢者継続雇用給付
金が減額、あるいは支給対象から外れる社員が発生することになります。JR東海労は、専任社員
の生活を守るために9月4日、以下の内容で追加申し入れを行っています。

通勤手当について

- ア、東海道新幹線の通勤は新幹線利用特認制度を廃止せず、新幹線定期券による通勤といずれ
かを組合員が選択できるようにすること。
- イ、東海道新幹線の通勤は、新幹線利用特認制度における特認代用証「通勤時のみ使用可能」
とした旨の使用制限を撤廃し、新幹線定期券と同等の使用ができるようにすること。
- ウ、私鉄やバス等、JR他社を利用する場合、回数券分の支給ではなく通勤定期券による金額を
支給すること。

その他

職務乗車証を通勤区間の新幹線にも乗車できるようにすること。そして磁気化券の他にICカード
の職務乗車証を支給すること。

会社は今回の、「新しい人事・賃金制度等」の見直しについての中で、『一定条件の下で、自社線
の在来線優等列車利用を特認できる制度を新設する』としています。条件がありますが、在来線優
等列車での通勤を認める制度が新設されることとなります。その中で、次のように述べています。

利用者には、乗車資格を証明するものとして、在来特急利用証（仮称）を貸与する予定で、通勤手
当としては支給しません。所得税及び社会保険料には、往復30日分の該当区間の特急料金を計
上する方向で検討している。

新設されるとするこの制度は、従来のモニター制度のようなものではないでしょうか？ つまり会
社は自社の範囲内であれば、相当の事が出来るということではないでしょうか？ 私たちは新幹線
通勤についても、改善の余地は大いに考えています。